

第 1 3 回 医 療 計 画 の 見 直 し 等 に 関 す る 檢 討 会	資料 1 - 1
平 成 3 0 年 9 月 2 8 日	

第7次医療計画に基づく都道府県の 取組状況の把握等について

第7次医療計画に基づく都道府県の取組状況の把握等について①

1. 経緯等

- ・第7次医療計画（2018年度～2023年度）においては、都道府県は、5疾病・5事業及び在宅医療のそれに係る医療連携体制等について記載することになっている。
- ・その際、目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県医療審議会等により定期的に実施し、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図ることとされている。なお、1年ごとの実施が望ましいとされている。
- ・また、必要に応じて、中間見直しを行うこととされている。

2. 都道府県の取組状況の把握等および中間見直しや第8次医療計画に向けた検討の進め方（案）

（スケジュール等）

- ・都道府県が実施する進捗状況の把握、評価の状況を毎年収集し、本検討会で公表する。
- ・2019年度中に、前年までに収集した都道府県の取組状況の整理を行った上で、5疾病・5事業及び在宅医療についてそれぞれの課題等を検討し、必要に応じて、中間見直しに反映が適当な事項を取りまとめる。さらに、国は「医療計画作成指針」に必要な修正を行う。
(都道府県は、当該指針を踏まえ、必要に応じて、医療計画の中間見直しを行う。(2020年度中))
- ・2021年度以降、第8次医療計画に向け、必要な検討を行う。
- ・なお、5疾病・5事業及び在宅医療についてそれぞれの検討の場で検討を行った場合は、適宜、本検討会に状況を共有し、必要な反映を行う。

第7次医療計画に基づく都道府県の取組状況の把握等について②

2. 都道府県の取組状況の把握等および中間見直しや第8次医療計画に向けた検討の進め方（案）（続き）

（検討事項）

（1）中間見直しに向けて検討していくもの（2019年度中にとりまとめ）

①指標について

- ✓ 都道府県における指標の活用状況
- ✓ 5疾病・5事業および在宅医療ごとの課題の把握
- ✓ 指標の見直し

②医療計画の作成指針の中間見直しについて

- ✓ 第8次医療計画の策定前に見直しが必要な内容について、医療計画の作成指針に反映

（2）第8次医療計画に向けて検討していくもの

①指標について

②医療計画の作成指針について

③PDCAサイクルを推進する施策について

* 医療計画に対する都道府県の取組の進捗を把握し、PDCAサイクルを推進するための仕組みを検討

④その他

当面の医療計画(5疾病・5事業)の見直し等に関する検討スケジュール(案)

○ 5 疾病・5事業ごとの検討の場と連携しながら、以下の様なスケジュールで検討を進めてはどうか。

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

第6次医療計画

第7次医療計画（2018～2023年度）

(見直し後の計画)

都道府県

医療計画の見直し等に関する検討会

5疾病・5事業ごとの検討の場

取組状況の調査

取組状況の調査

取組状況の調査

取組状況の調査

<主な検討内容>
・第7次医療計画の現状把握（都道府県の取組状況）

<主な検討内容>
・5疾病・5事業ごとの課題
・取組状況の調査項目

<主な検討内容>
○都道府県の取組状況
○5疾病・5事業ごとの課題
○中間見直しに反映が必要な事項

国は、とりまとめを踏まえ、「医療計画作成指針」を修正

都道府県は、「医療計画作成指針」を踏まえ、適当な中間見直しを実施

<主な検討内容>
○中間見直しに反映が必要な事項（とりまとめ）

第8次医療計画に向けた検討等

（第13回
今回）

（第14回）

（第15回）

（第16回）

* 検討会の開催時期・開催回数はイメージ

がん
脳卒中
心血管疾患
糖尿病
精神
救急
災害
へき地
周産期
小児

検討状況の共有

検討状況の共有

検討状況の共有

検討状況の共有

第7次医療計画におけるPDCAの考え方

医療計画作成指針 抜粋

「医療計画について」（平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知）より

第3 医療計画の内容

3 5疾病・5事業及び在宅医療のそれに係る医療提供体制

5疾病・5事業及び在宅医療のそれに係る医療連携体制については、基本方針第四で示された方針に即して、かつ、患者や住民にわかりやすいように記載する。

具体的には、5疾病・5事業及び在宅医療のそれに係る医療連携体制について把握した現状、(2) 成果を達成するために必要となる医療機能、(3) 課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策、(4) 原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称、(5) 評価・講評方法等を記載する。

また、記載に当たっては、(6) 公的医療機関等及び独法医療機関並びに社会医療法人の役割、(7) 病病連携及び病診連携にも留意する。

さらに、特に必要な場合には、関係機関の役割として、(8) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割、(9) 薬局の役割、(10) 訪問看護ステーションの役割についても記載すること。

(1)～(4) 略

(5) 評価・公表方法等

5疾病・5事業及び在宅医療について、評価・公表方法及び見直しの体制を明らかにする。目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県医療審議会等により定期的に実施し（1年ごとの実施が望ましい。）、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、施策及び事業の結果（アウトプット）のみならず、住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））、地域の医療の質などの成果（プロセス）にどのような影響（インパクト）を与えたかといった観点から、必要に応じて施策の見直しを図ることが必要である。

なお、都道府県医療審議会等において評価等を行うに当たっては、その役割が發揮できるよう、委員の構成（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療保険者、医療を受ける立場にある者（患者等）、学識経験のある者）及び運営（作業部会の積極的な活用や患者を代表する委員への情報の提供等）について、適切に取り組むこと。

(6)～(10) 略